

小田原市特定個人情報等の適正な取扱いのための基本方針

平成27年10月5日策定

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び小田原市個人情報保護条例（平成16年条例第25号。以下「条例」という。）は、個人番号及び特定個人情報（この基本方針において「特定個人情報等」という。）が特に重要な個人情報であることから、特別な保護を図っている。そこで、本市が適正に特定個人情報等を取り扱うための基本方針を特に示すものとする。

2 基本方針の内容

基本方針の内容は、次のとおりとし、特定個人情報等を取り扱うすべての場合に適用する。なお、用語の意義は、特に定めのない限り、番号利用法及び条例の例による。

(1) 法令遵守

- ① 特定個人情報等の取扱いについて、番号利用法及び条例その他の関係法令を遵守し、及び職員等に遵守させる。
- ② 特定個人情報等の取扱いに関する一定の違法行為に対し、番号利用法が罰則を強化していることの意義を認識し、及び職員等に認識させる。

(2) 適正な収集・保管

- ① 特定個人情報等は、番号利用法第20条に規定する場合を除き、収集又は保管をしない。
- ② 本人から特定個人情報等を収集するときは、番号利用法第16条の規定に基づいた本人確認の措置を行う。

(3) 適正な利用

特定個人情報等は、次に掲げる範囲を超えて利用しない。

- ① 番号利用法第9条に規定する範囲
- ② 平成28年1月1日以後の条例第9条の2に規定する範囲

(4) 適正な提供

特定個人情報等は、番号利用法第19条に規定する場合を除き、提供しない。

(5) 適正な管理

- ① 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるとともに、措置内容を継続的に見直し、その改善に努める。
- ② 特定個人情報等を取り扱う事務を委託する場合、委託先（再委託を許諾する場合は、再委託先を含む。）において、本市が講ずる安全管理措置と同等の措置が実施されるよう、必要かつ適切な監督を行う。
- ③ 本市が保有しようとする特定個人情報ファイルについて、番号利用法第26条及び第27条の規定に基づき、特定個人情報保護評価を適正に実施する。
- ④ 特定個人情報ファイルは、番号利用法第28条の規定に反して作成しない。

(6) 適正な廃棄

特定個人情報等は、取扱目的に照らし保有する必要がなくなったときは、確実に、かつ速やかに廃棄する。

(7) 適正な開示等

特定個人情報等の取扱いの適正を確保するために条例が特に定めた規定に基づき、特定個人情報等の開示等を適正に実施する。